

令和7年度関西圏若手社会人Uターン促進事業委託業務仕様書

1. 事業の目的

本事業は、関西圏で働く本県出身の若者に対して、都市部での仕事や生活に疲れるなど、Uターンの可能性が高まる時期を狙い、つながりづくりを行うなどUターン潜在層の掘り起こしを行うとともに、愛媛県が実施している「ひめボス宣言事業所認証制度」において基本認証を取得している事業所（以下、「ひめボス認証企業」という）をはじめとする県関係企業の就職情報等をプラットフォームに集約化したうえでプッシュ配信し、Uターン就職の促進を図ることを目的とする。

2. 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 対象者

関西圏で働く概ね35歳までの若者（主に愛媛県出身者）

4. 事業内容

（1）キャリア相談

「就労相談の手前」の段階から、Uターンした場合の仕事や収入面などの生活やキャリアに係る相談を気軽に受け付け、キャリアプランの作成支援などを行う相談業務を実施。

- ・SNS、AIを活用したオンライン上の相談窓口（以下、「オンライン相談」という）
- ・対面式や電話による個別相談窓口（以下、「対面相談等」という）

（2）プラットフォームによる職業紹介・マッチング

職業紹介やマッチングを希望する利用者には、利用者情報、キャリアカウンセリング結果、企業情報等をもとに、本人の志向にあった就職先のマッチングを実施。

（3）相談員によるUターン就職支援

希望する利用者に対して、相談員が定期的にヒアリングを実施するなど、県内就職に向けたアフターフォローを実施。

（4）利用者コミュニティの運営や情報発信

SNS上で利用者が交流できる場を設けるとともに、愛媛県内で開催される地域づくり活動や伝統芸能、スポーツコンサート、演劇、関西圏で開催される県関連イベントに関する情報を配信。

5. 事業詳細

（1）就職支援プラットフォームの構築・運用

①構築方針

利用者がSNS上において無料で利用できる就職支援プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という）を構築すること。また、機密性を有する情報は委託先等のデータ

ベースに直接格納・保管されるシステム構成とすること。

- ・各種相談予約

チャットボットを活用して、24 時間 365 日予約受付ができること。

- ・相談の実施

利用者からの相談には、相談員がプラットフォーム上できめ細かに対応すること。

- ・職業紹介・マッチング

当事業に参画を希望するひめボス認証企業の基本情報をプラットフォームに掲載すること。また、ひめボス認証企業の学生向けポータルサイト「えひめ ひめボスナビ」と連携した掲載企業の効果的な情報発信についても検討すること。

※ひめボス認証企業の基本情報はひめボスポータルサイトの掲載情報を想定。

ひめボスポータルサイト：https://himeboss.jp/biz_list

※えひめ ひめボスナビ：<https://navi.himeboss.jp/>

(参考：次年度以降の想定)

本事業で構築したデータベース等に求人情報を追加するとともに、利用者の登録内容やキャリアカウンセリング結果、企業情報等を踏まえた A I マッチングにより、愛媛県関係企業と利用者を適切に結び付けることを想定。

- ・各種イベントの情報提供

委託者が提供する各種イベント情報を必要に応じて加工し、プラットフォームに掲載すること。また、次年度以降、年 3 回以上は登録された求人情報を各企業に確認し、最新の内容に更新すること。

- ・若者が集うコミュニティの運営

仕事や暮らしの悩みを同世代で共有しあう場をプラットフォーム上に設けること。相談員はその悩みの解決に向けたアドバイスを行い、共有することにより、愛媛にゆかりのある若者がオンライン上でコミュニティを構築し、愛媛県との新たな関係づくりにつなげていく。

- ・各種情報のプッシュ通知

企業の基本情報や各種イベント情報等を利用者にプッシュ通知する機能を有していること。

②運用

- ・愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドラインに沿った運用とすること。

- ・プラットフォームの運用期間は、構築後 3 年間（2027 年度末）を予定している。ただし、次年度の運用については、各年度末時点の登録者数や職業紹介、マッチングによる就職者数等の見込みを踏まえ決定する。

- ・受託者は、プラットフォームの維持管理、利用者対応など、全ての運用業務を行うこと。

- ・個人情報の書き込み、誹謗中傷を始めとする社会通念上、不適切な書き込みは、委託者及び受託者双方が速やかに削除するとともに、当該書き込みを行った登録者については、プラットフォームへのアクセスを制限するなどの措置が講じられるようにすること。

- ・システムに障害が発生した場合は、早急に復旧作業を行い、復旧費用は受託者が負担すること。

(2) キャリアカウンセリング相談

以下の仕様を標準として、事業者が実施可能な相談窓口の体制を提案すること。

【共通】

- ・相談は、事前予約制とすること。(相談の予約枠は1時間程度)
- ・SNSのチャットボットを活用して予約の受付を行うこと。(24時間365日対応)
- ・相談員に無料で相談ができること。また、相談員は「キャリアコンサルタントの国家資格」保有者、「キャリア・コンサルティング技能士の国家検定」合格者またはこれらに相当する能力を有すると認められる者とする。
- ・相談形式は「オンライン相談」又は「対面相談等」から、利用者の希望に応じて対応すること。
- ・住まいや公的支援の相談についても、可能な限りの情報提供を行い、必要に応じて県関係機関等の相談窓口につなげること。

【オンライン相談】

- ・平日は午前9時から午後9時まで、土日祝日は午前9時から午後6時まで対応すること。(年末年始を除く)
- ・相談内容のうち即答できないものは、関係機関に相談したうえ、改めて相談員が可能な限り速やかに回答すること。

【対面相談等】

- ・午前10時から午後5時に対応すること。(年末年始を除く)
- ・予約受付、相談対応、その他相談場所の運営に必要な業務は全て受託者が行い、業務遂行に必要な人員を配置すること。
- ・相談場所は、相談者の希望を踏まえながら関西圏の利便性の高い場所とし、プライバシーに配慮できるところとする。なお、愛媛県大阪事務所の会議室も利用可能。

【職業紹介・マッチング】

- ・利用者から就職先のあっせん希望があった場合は、利用者情報、キャリアカウンセリング結果、企業情報等を踏まえて、愛媛県の企業とのマッチングを速やかに実施すること。
- ・応募先企業への選考にかかるフォロー(履歴書・職務経歴書・応募書類等の添削や模擬面接等)のうち、継続的な対応が必要な場合は、ジョブカフェ愛workの支援が受けられるように利用者の情報を引き継ぐこと。
- ・職業紹介・マッチングに係る企業の求人情報については、大阪事務所や県担当課と連携して収集すること。
- ・当該企業は、ひめボス認証企業を中心に実施すること。
- ・本事業における企業の人材紹介は、無料で行うこと。

- ・本事業の対象外の相談については、ふるさと愛媛Uターンセンターなどの関係機関に引き継ぐこと。

(3) SNS上でのプッシュ通知

潜在するUターン人材の掘り起しやプラットフォームの利用促進、愛媛県への就労促進に向け、効果的な広報手段を提案し、積極的に各業務の広報を実施すること。SNS上でのプッシュ通知については、以下の条件で実施すること。

- ・プラットフォームの利用案内
愛媛に関心のある関西圏在住の若者延べ 20,000 人以上（約 3,000 人×7月）
- ・企業の基本情報やイベント情報の配信
プラットフォームの利用者に対して各種情報を配信 10,000 回以上（約 300 人×5回程度×7月）
- ・ウェブ広告配信に当たっては、「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

(4) その他

その他本仕様に記載のない事項であっても、事業目的を達成するために、効果的な企画等があれば、積極的に提案すること。

6. 報告書の作成

(1) 月次報告

以下の業務実績は月末毎に集計し、翌月 10 日（土日祝日の場合は、翌営業日）までに月次報告書を提出すること。

- ①プラットフォームの登録者数
- ②面談件数（チャット、対面、電話別に集計し、フォローアップも別集計とする）
- ③紹介した企業数 ④就職が決まった利用者数
- ⑤事業課題について中間分析を行い、改善提案を提出すること（⑤は11月のみ）

(2) 実績報告

契約終了日までに、プラットフォームの概要、相談者の分析（属性、相談内容の傾向、相談者の反応など）、求人開拓の状況、事業の課題分析と改善提案等をまとめた実績報告書を提出すること。

7. 事業スケジュール

- ・令和7年5月末 契約締結
- ・令和7年8月末 プラットフォーム供用開始、対面相談窓口開設
- ・令和7年9月以降 各種プッシュ配信開始

8. K P I

本事業に係るK P Iは以下のとおりとし、受託者は定期的に達成状況を報告するとともに、目標に満たない恐れがある場合は改善策を検討し、実施すること。

項目	K P I
プラットフォームの登録者数	R 7 年度末 300 人(8 年度末 600 人)

9. 実施体制

- (1) 受託者は、本仕様書に記載する各業務を正確かつ確実に実施するため、全体の業務を統括する統括責任者、実施責任者及び実施担当者を配置し業務を進めること。
- (2) 受託者は、前項に基づき配置した統括責任者、実施責任者及び実施担当者を委託者に報告すること。
- (3) 統括責任者又は実施責任者は、事業の進捗状況について、定期的に協議等の場を設け、報告を行い、円滑に遂行しなければならない。また、協議内容は、速やかに議事録を作成して委託者と共有する。

10. 本作業上の条件

- (1) 契約の締結にあたり、受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (2) 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に相談し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (3) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の了解を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本事業により作成した成果物の著作権、特許権、使用权等の諸権利は、委託者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、本事業の実施過程で知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得た場合はこの限りではない。
- (6) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、愛媛県会計規則、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。また、県の信用を損なう行為や不名誉となる行為は絶対にしてはならない。
- (8) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。また、県は受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、調査の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。
- (9) 受託者は、業務の実施中に本仕様書に定めのない事項が判明した場合や本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、速やかに県と協議し、双方合意の上で対応しなければならない。また、合意内容に疑義が生じないよう、受託者は速やかに議事録を作成し、委託者の承認を得るものとする。

なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。